

鴻巣都市計画高度利用地区の変更（鴻巣市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

鴻巣市

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
		最高限度	最低限度			
高度利用地区 (鴻巣駅東口A地区)	約3.5ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	
	約0.2ha	40/10	20/10	8/10	200㎡	
高度利用地区 (鴻巣駅東口駅通り地区)	約1.2ha	50/10	20/10	7/10	200㎡	
合 計	約4.9ha					

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては1/10を加えた数値とする。

また、壁面の位置の制限については、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについてはこの限りではない。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

(理 由)

建築基準法等の一部を改正する法律の公布に伴う建築基準法の改正により、本高度利用地区における「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」にかかるただし書きについて、引用する建築基準法に項ずれが生じることから、これを修正する。